

獨協大学における公的研究費の使用に関する行動規範

平成27年2月27日制定

学 長

大学における学術研究は、社会からの信頼と負託によって支えられている。

公的研究費の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、それを起こした教職員が所属する機関だけではなく、我が国全体の学術研究の発展をも阻害しかねない。

このことを踏まえ、本学は学術研究の信頼性と公平性を担保し、学術研究に対する国民の信頼を確保するため、次のとおり公的研究費の使用に関する行動規範を定める。

本学の教職員は、これを誠実に実行しなければならない。

- 1 本学教職員は、公的研究費が本学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 本学教職員は、公的研究費の使用にあたって、関係する法令及び本学の諸規程、並びに事務処理手続及び使用に関する内部規律を遵守しなければならない。
- 3 本学教職員は、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、学術研究の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 4 本学教職員は、相互に緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 本学教職員は、公的研究費の使用にあたって、取引事業者との関係において国民の疑惑を招くことのないように、公正に行動しなければならない。
- 6 本学教職員は、公的研究費の取扱いに関する研修に積極的に参加し、関係法令の知識習得、事務処理手続及び使用に関する内部規律の理解に努めなければならない。